

2024年9月

お客様各位

預金規定の改定について

平素より熊本第一信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・自由金利型定期預金規定（M型）
- ・自由金利型定期預金規定（大口）
- ・定期積金規定
- ・貯蓄預金規定

2. 改定日

2024年10月1日

3. 改定内容

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）	
新	旧
<p>5.（利息：単利型）</p> <p>（4）この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払い額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とし</p>	<p>5.（利息：単利型）</p> <p>（4）この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払い額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日とし</p>

たこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×50%

C. 1年以上3年未満

約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満

約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満

約定利率×70%

F. 2年6か月以上4年未満

約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満

約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満

約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満

たこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×50%

C. 1年以上3年未満

約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満

約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満

約定利率×70%

F. 2年6か月以上4年未満

約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

B. 6か月以上1年未満

約定利率×40%

C. 1年以上1年6か月未満

約定利率×50%

D. 1年6か月以上2年未満

約定利率×60%

E. 2年以上2年6か月未満

約定利率×70%

F. 2年6か月以上3年未満

<p>約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p><u><削除></u></p> <p>6. (利息：複利型)</p> <p>(3) この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払い額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とし</p>	<p>約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p><u>ただし、いずれの場合も、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p> <p>6. (利息：複利型)</p> <p>(3) この預金を第9条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払い額と次の利率により計算した利息額との差額を精算します。</p> <p>① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日とし</p>
--	---

<p>たこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p>	<p>たこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上4年未満 約定利率×90%</p> <p>② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×80%</p> <p>G. 3年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p>③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満 約定利率×30%</p>
---	---

<p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p><削除></p>	<p>C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×40%</p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×50%</p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×60%</p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×70%</p> <p>G. 3年以上4年未満 約定利率×80%</p> <p>H. 4年以上5年未満 約定利率×90%</p> <p><u>ただし、いずれの場合も、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p>
---	---

自由金利型定期預金規定（大口定期）	
新	旧
<p>4. (利息)</p> <p>(4)この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① <u>預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u></p> <p>A. <u>6か月未満</u> <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. <u>6か月以上1年未満</u></p>	<p>4. (利息)</p> <p>(4)この預金を第7条第1項の規定により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① <u>預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</u></p>

<p> <u>約定利率×50%</u> C. <u>1年以上3年未満</u> <u>約定利率×70%</u> ② <u>預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> A. <u>6か月未満</u> <u>解約日における普通預金の利率</u> B. <u>6か月以上1年未満</u> <u>約定利率×40%</u> C. <u>1年以上1年6か月未満</u> <u>約定利率×50%</u> D. <u>1年6か月以上2年未満</u> <u>約定利率×60%</u> E. <u>2年以上2年6か月未満</u> <u>約定利率×70%</u> F. <u>2年6か月以上4年未満</u> <u>約定利率×90%</u> ③ <u>預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</u> A. <u>6か月未満</u> <u>解約日における普通預金の利率</u> B. <u>6か月以上1年未満</u> <u>約定利率×40%</u> C. <u>1年以上1年6か月未満</u> <u>約定利率×50%</u> D. <u>1年6か月以上2年未満</u> <u>約定利率×60%</u> E. <u>2年以上2年6か月未満</u> <u>約定利率×70%</u> F. <u>2年6か月以上3年未満</u> <u>約定利率×80%</u> G. <u>3年以上5年未満</u> <u>約定利率×90%</u> ④ <u>預入日の5年後の応当日を満期日とし</u> </p>	<p> A. <u>解約日における普通預金利率</u> B. <u>約定利率－約定利率×30%</u> C. <u>【約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)】÷預入日数</u> <u>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。</u> ② <u>預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。</u> A. <u>約定利率－約定利率×30%</u> B. <u>【約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)】÷預入日数</u> </p>
--	--

<p>たこの預金の場合</p> <p>A. 6か月未満 <u>解約日における普通預金の利率</u></p> <p>B. 6か月以上1年未満 <u>約定利率×30%</u></p> <p>C. 1年以上1年6か月未満 <u>約定利率×40%</u></p> <p>D. 1年6か月以上2年未満 <u>約定利率×50%</u></p> <p>E. 2年以上2年6か月未満 <u>約定利率×60%</u></p> <p>F. 2年6か月以上3年未満 <u>約定利率×70%</u></p> <p>G. 3年以上4年未満 <u>約定利率×80%</u></p> <p>H. 4年以上5年未満 <u>約定利率×90%</u></p>	
---	--

定期積金規程	
新	旧
<p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(2) ④この計算の<u>付利単位は100円</u>とします。</p>	<p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(2) ④この計算の<u>単位は1円</u>とします。</p>

貯蓄預金規定	
新	旧
<p>7. (利 息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を<u>100円</u>として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎月当金庫所定の日に、この預金に組入れます。</p>	<p>7. (利 息)</p> <p>この預金の利息は、毎日の最終残高(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)1,000円以上について付利単位を<u>1円</u>として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎月当金庫所定の日に、この預金に組入れます。</p>

以 上